

# 情報公開制度の利用状況をお知らせします

平成12年に始まった情報公開制度は、市民の皆さんが市政運営について知る権利を保障し、市政の公正の確保と透明性の向上を図ることで、皆さんの意思に基づいた行政運営がなされることを目的としています。

平成20年度の利用件数は31件で、平成19年度に比べ9件の減少となりました。

## 公開された主な文書 (一部開示を含む)

▼入札関係書類 ▼境界立会記録 ▼市道平面図 ▼開発申請書 ▼常任委員会議事録 など

## 不服申し立ての状況

不服申し立てはありませんでした。

公文書開示請求件数と公開状況

実施機関	請求件数	開示の状況			
		全部開示	一部開示	非開示	不存在
総務部	7	4	3	0	0
経済環境部	2	2	0	0	0
建設部	21	18	3	0	0
議会	1	1	0	0	0
合計	31	25	6	0	0

## 情報コーナー

市役所1階玄関ロビーに「情報コーナー」を設置しています。ここでは市が保有する情報を検索するための資料、広報、予算書、土岐市例規集、市議会定例会会議録、統計書などが置いてありますので、どうぞご利用ください。

請求の方法など詳しくは、総務課(内線225)へ。

# 住民税の特別徴収制度(年金引き落とし)が始まります

現在、年金を受給されている方には、年4回市役所や金融機関などで住民税を納めていただいておりますが、平成21年10月より、65歳以上で年金を受給されている方の住民税が、年金引き落とし(特別徴収制度)となります。

特別徴収制度とは、年金を支給する年金保険者(社会保険庁など)が住民税を年金から引き落とし、市へ納入する制度です。

なお、この制度は納税の方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

## ■対象となる年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など。(障害年金、遺族年金などの非課税年金からは引き落としされません)

## ■対象となる方

次のすべてに該当する方が対象となります。

- ▶平成21年4月1日現在で65歳以上の方
- ▶平成21年1月1日以降引き続き土岐市に住所を有する方
- ▶対象となる年金の1年間の支給額が18万円以上の方
- ▶年金から介護保険料が引き落とされている方

## ■引き落としされる住民税額

年金所得の金額から計算した住民税額のみ

## ■引き落としが中止される場合

- ▶市外へ転出したとき
- ▶住民税額が変更されたとき
- ▶年金の支給停止が発生したとき

上記の事由が発生したときは、納付書により納めていただくこととなりますので、税務課から通知します。

詳しくは、税務課市民税係(内線171・172)へどうぞ。

## ■特別徴収の対象税額と徴収時期

### ●平成21年度

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月 (特別徴収の開始)	12月	平成22年2月
年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

### ●平成22年度

特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	平成23年2月
平成22年2月と同額	平成22年2月と同額	平成22年2月と同額	平成22年度の年税額の残り1/3	平成22年度の年税額の残り1/3	平成22年度の年税額の残り1/3